

第33回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年3月27日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 橋 場 和 幸

2番 嗟 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 農地法施行規則第 17 条の規定による別段面積（下限面積）の設定について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 浜中町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について |
| 日程第 12 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第33回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ10名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

まず、世界中で新型コロナウイルスの感染が収まらず、東京オリンピックにつきましても延期ということになりました。また、国内、道内においても感染が増えており、会議等においては自粛要請がある中、前回同様に総会を開催することといたしました。今回も咳・熱等のある方につきましては、出席自粛という対応での開催といたしましたけれども、そんな中第33回総会に委員皆様のご出席をいただきまして大変ありがとうございます。今回もなるべく早く終わらせたいと思いますので、皆様のご協力よろしくお願いたします。

今回は附議案件6件の提案がされております。スムーズな審議をお願いして開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変ご苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、10番篠原委員、11番堀金委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、7件の届出でございますが、

整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2は、茶内西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号3は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号4は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号5は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号6は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われ

ております。

整理番号7は、茶内西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇〇線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

事務局長 (補足説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第1号の質疑を行います。本案については、整理番号1で〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の方法といたしましては、整理番号2～7の質疑、採決を先に終了させ、続いて整理番号1の質疑を行いたいと思います。

それでは、これから、整理番号2～7の質疑を行います。

まず、整理番号2について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号2から7を順に採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号1の質疑を行います。〇〇〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、使用貸借による権利の設定1件、賃貸借による権利の設定5件、合計6件の許可申請でございますが、

整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇〇万

〇, 〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である同住所の〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号2は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号3は、釧路市武佐〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡に係るもので、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号4は、釧路市武佐〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号5は、釧路市武佐〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号6は、釧路市武佐〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
まず、整理番号1～2について、11番堀金委員、お願いします。

堀金委員

それでは補足説明をさせていただきます。
〇〇さんはこれまでも積極的に酪農経営に取り組まれており、労働作業の軽減なども図り、計画的に営農されています。草地管理も刈り取りからスラリー撒布までしっかりやられていますし、賃貸借する土地も同様に営農用地として利用されることと思いますので、今回の権利移転に問題はないと考えております。以上です。

議長

ありがとうございました。
次に、整理番号3について、1番橋場委員、お願いします。

橋場委員

整理番号3の補足説明をいたします。
〇〇さんは〇〇さんとの共同経営をされており、いち早く共同による大型化をしておりますし、牧草収穫等も共同で実施しております。草地管理もよくされておしま

すので、問題ないと思います。以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、整理番号4～6について、3番白川英之委員、お願いします。

白川英之委員

それでは整理番号4～6について補足説明いたします。

ただいま話題になっておりました〇〇さんの土地の借主である〇〇さん、〇〇〇〇〇〇、〇〇さんはともに土地を有効に利用して管理しておりますので、今回許可することに問題ないと考えております。以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号1～2で〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の方法といたしましては、整理番号3～6の質疑、採決を先に終了させ、続いて整理番号1～2の質疑を行いたいと思います。

それでは、これから、整理番号3～6の質疑を行います。

まず、整理番号3について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号3から6を順に採決いたします。お諮りします。

整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号1～2の質疑を行います。〇〇〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1～2を採決いたします。
お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第8 議案第3号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第52条では、「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を適切に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」とされ、平成28年5月25日付け「28経営第509号 農地法の運用について」においても、「農業委員会は農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。」という通知が、農林水産省経営局長より出されております。

本委員会では、平成31年1月から12月までに、農地法第3条及び農用地利用集積計画書により、農地の賃貸借契約がされた賃借料のデータを収集し、最高額、最低額、平均額を算出し、これを町広報誌及び町ホームページにて公表しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり公表することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 農地法施行規則第17条の規定による別段面積(下限面積)の設定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農地法施行規則第17条の規定による別段面積(下限面積)の設定について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第2項第5号では、「農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする者が、その取得後に耕作する農地及び採草放牧地の面積の合計は、北海道では2ヘクタール、都府県では50アールに達しない場合、これを許可してはならない。」とされております。

これは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、効率的かつ安定的に農業経営が継続されないことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとするものでございます。

一方、平成21年改正の農地法では、「農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、農地法で定める面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できる」こととしており、さらに、別段の面積を定めている・いないに関係なく、毎年一度、農業委員会総会で下限面積が適切かどうか検討し、その結果を市町村のホームページ等で公表することとなっております。

今回、検討していただく内容でございますが、

1点目は、「浜中町農業委員会として別段面積を設定しようとする場合には、設定しようとする面積未満の農地を経営する者の数が、総数の百分の四十を下回らないようにすること」、

2点目は、「新規就農を促進するために別段面積を設定する場合には、設定区域内に耕作の目的に供されていない農地が相当程度あり、かつ、2ヘクタール未満の農地を耕作する農家が増えたとしても、当該設定区域内における農業上の利用の確保に支障が生じるおそれがないこと」、

この2点を確認し、浜中町農業委員会として別段面積を定めるか、否かを決定していただくこととなりますが、本町には、2015年の農林業センサスにおいて、2ヘクタール以上の農地を経営する農家は9割を超えており、かつ農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、町内に耕作の目的に供されていない農地は存在しないため、農地法で定めている現行の別段面積(下限面積)2ヘクタールの変更は行わないということで、令和2年度の別段面積の設定をさせていただきたいと考えております。

以上、本案について提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり別段面積の設定は行わないということで御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、農地利用集積円滑化団体からの売渡1件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、

整理番号1の対象地は、西円朱別西〇〇〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇氏に所有権の移転を行おうとするものでございます。

以上、関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進

法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第5号の質疑を行います。本案については、○番○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○○○委員退席)

それでは、これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

(○○○○委員入室)

日程第11 議案第6号 浜中町農地移動適正化あっせん基準の一部改正についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第6号 浜中町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和元年5月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が改正されたことにより、本町の「農地移動適正化あっせん基準」に変更が生じ一部を改正するものでございます。

改正の内容は、2ページの【第3事業計画】の中で「農地利用集積円滑化団体」が廃止となることから「町長が認めた者 すなわち（農地中間管理機構等）」に改正し、3ページの「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改正。

同じく3ページの【あっせんの順位】に「認定就農者」を加え、更に5ページのあっせん候補者名簿に「新規就農希望者」を加えるものでございます。

また、6ページの【あっせんの手続き】では、「農地中間管理機構と農地中間管

理事業による農地の受け手又は貸付けの調整を行う」ことができることに改正し、9 ページでは【第8 あっせん価格】全文を新たに追加するものでございます。

なお、このあっせん基準は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては引き続き私からご説明いたしますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

事務局長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、4月20日、月曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、4月20日、月曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、4月20日、月曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。
これで、第33回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時00分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 10番 篠原 弘

浜中町農業委員会 11番 堀金 澄恵

農地法第3条調査書

調査日：令和2年3月23日

第33回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1 (使用貸借権設定)

貸主	〇〇 〇〇	借主	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	堀金委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和2年3月23日

第33回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号2 (賃借権設定)

貸付人	〇〇 〇〇	借受人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	堀金委員				
	判断理由			該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和2年3月23日

第33回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号3 (賃借権設定)

貸付人	〇〇 〇〇	借受人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	橋場委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和2年3月24日

第33回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号4 (賃借権設定)

貸付人	〇〇 〇〇	借受人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員				
	判断理由			該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和2年3月24日

第33回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号5 (賃借権設定)

貸付人	〇〇 〇〇	借受人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和2年3月24日

第33回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号6 (賃借権設定)

貸付人	〇〇 〇〇	借受人	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではないので該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第33回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号1 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転をする者	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	